平成２２年（フ）第１４６１号
堺市堺区大町東４丁２番23―1003号
破産者　京師　和馬
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５３６号
堺市堺区柏木町４丁４番11―205号
破産者　古賀　誠之
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
兵庫県宝塚市御殿山２丁目31番50―211号
破産者　天田三佐子
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４２７号
兵庫県川西市花屋敷１丁目24番４号
破産者　渡辺　嘉隆
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５４７号
奈良市六条西３丁目17番５号
破産者　山浦　英之
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号
福岡県八女市室岡870番地
破産者　大石　一也
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第６４号
福岡県筑後市大字熊野1098番地２　市営住宅高銭野団地121号
破産者　東　　晋作
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第７８号
福岡県筑後市大字山ノ井862番地２　ロイヤルシャトー羽犬塚412号
破産者　高口　裕貴
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第８０号
福岡県八女市立花町白木1518番地１
破産者　橋本　文子
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第８３号
福岡県八女市平422番地
破産者　笹井　　悟
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第８４号
福岡県八女市上陽町下横山2281番地
破産者　富岡　豊彦
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第３４８号
長崎県長崎市坂本２丁目14番７号
破産者　山元　健治
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
長崎県長崎市坂本２丁目14番７号
破産者　山元　正枝
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
北海道小樽市住吉町12番20号　松本彰方、前住所北海道小樽市新富町13番５号
破産者　松本　貴志
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１９１号
北海道小樽市花園１丁目８番19号
破産者　箱崎　静子
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１９４号
北海道小樽市花園２丁目６番17号、前住所北海道小樽市花園３丁目19番22号　レオパレス南小樽103号室
破産者　織田　英資
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１９９号
北海道小樽市銭函１丁目25番６号、前住所札幌市手稲区新発寒４条６丁目15番８号　ノーブル・シゲ201号
破産者　高橋　和博
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２００号
北海道古平郡古平町大字浜町字チョペタン377番地、前住所北海道古平郡古平町大字沢江町23番地
破産者　嶋田　秀朝
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２１５号
北海道小樽市高島５丁目11番119号　高島住宅、前住所北海道小樽市桂岡町29番13号
破産者　月舘　秀知
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４９６号
函館市新川町２番20号
破産者　佐藤　佳久
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３７号
函館市堀川町17番19号
破産者　沢木　清光
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５４１号
函館市山の手２丁目９番８号
破産者　平田　貴子
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５４５号
函館市美原４丁目36番７号
破産者　池田　　薫
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

更生計画認可

平成２２年（ミ）第７号
香川県高松市牟礼町大町2508番地
更生会社　カトキチ高松開発株式会社
1　決定年月日　平成22年12月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生手続開始申立てに至った経緯（省略）
第３章　保全管理命令から更生手続開始までの経過（省略）
第１節　保全管理命令及びその後の事業の状況（省略）
第２節　スポンサー（支援企業）選定作業の開始（省略）
第４章　更生手続開始後の経緯（省略）
第１節　管財人の選任及び管財人団の編成等（省略）
第２節　スポンサー契約の締結（省略）
第３節　塩江ログハウスの売却（省略）
第４節　事業家管財人の選任と支援企業による支援の開始（省略）
第５節　管財人のとった措置（省略）
第６節　経営成績及び財産の状況（省略）
第５章　更生計画の基本方針等（省略）
第１節　更生計画の基本方針（省略）
第２節　更生計画の要旨
第１　更生計画等の弁済方針
１　更生担保権（不動産に係る更生担保権、リースに係る更生担保権）
確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済する。